

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



税制改正編

平成28年12月22日に平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されました。このうち、相続税の主要な項目をご紹介します。

1 相続税改正の概要

平成29年度税制改正では、納税猶予制度、納税義務者、物納制度、相続税等の財産評価などについて見直しが行われる予定です。

2 改正の内容

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

①納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時または贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる(現行:切り上げる)こととする。ただし、相続開始時または贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。

③非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続継承会社の要件について、中小企業者であることおよび当該会社の株式など

が非上場株式会社などに該当することとする要件を撤廃する。 ※これらの改正は、平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用することともに、所要の経過措置を講じる。

(2) 相続税または贈与税の納税義務の見直し

①国内に住所を有しない者であつて日本国籍を有する相続人などに係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人などおよび相続人等が相続開始前10年(現行:5年)以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有したことがないこととする。

②被相続人などおよび相続人などが出入国管理および難民認定法別表第一の在留資格をもつて一時的滞在(国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在をいう)、③において同じ)をしている場合などの相続また

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。

③国内に住所を有しない者であつて日本国籍を有しない相続人などが国内に住所を有していた被相続人など(日本国籍を有しない者であつて一時的滞在をしていたものを除く)から相続または遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

(注) 贈与税の納税義務についても同様とする。 ※これらの改正は平成29年4月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税について適用する。

(3) 物納財産の範囲、順位の見直し

①範囲・物納財産の範囲に投資証券のうち金融商品取引所に上場されているものなどが加えられる。

②順位・相続税の物納に充てることができる財産の順位が株式、社債、証券投資信託などの受益証券のうち金融商品取引所に上場されているものなどおよび上記①の投資証券などが国債、不動産と同順位(第一順位)

になる。

(4) 相続税などの財産評価の見直し

①取引相場のない株式 (イ) 類似業種比準方式について次の見直しを行う ① 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える(現行は課税時期の属する月以前3カ月間の株価のうち最も低い株価または前年平均株価)。

② 配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重を1:1:1とする(現行は1:3:1)。

(ロ) 評価会社の規模区分の金額などの基準について、大会社および中会社の適用範囲を拡大する。

(ハ) 株式保有特定会社(保有する株式および出資の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいう)の判定基準に新株予約権付社債を加える。

②広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法を見直すことともに、適用要件を明確化する。

※①(イ)、(ロ)の改正は平成29年1月1日以後、①(ハ)②の改正は平成30年1月1日以後の相続などにより取得した財産の評価に適用する。

(注) この内容につきましては、平成29年度税制改正大綱に基づきまとめたものですが、今後の法令通達により変わる可能性がありますので、ご留意ください。また、お問い合わせいたします。